

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。			
(削る)	(削る)	(略)	(略)
鹿兒島県	西之表市の区域	兵庫県	伊丹市、宝塚市、高砂市及び川西市の区域
福岡県	飯塚市、大川市、行橋市、中間市、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、田川郡糸田町、田川郡川崎町及び京都郡みやこ町の区域	広島県	広島市安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区、福山市の区域のうち松永町、今津町、柳津町、金江町、藤江町、神村町、本郷町、東村町及び高西町、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町並びに豊田郡大崎上島町の区域
長崎県	島原市及び平戸市の区域	兵庫県	伊丹市、宝塚市、高砂市及び川西市の区域
鹿兒島県	阿久根市及び西之表市の区域	広島県	(略)
福岡県	飯塚市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡水巻町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町及び築上郡吉富町の区域	広島県	(略)